

平成21年12月

第173回国会（臨時会）
通過議案要旨集
（速報版）

衆議院調査局

本要旨集は、平成21年12月4日現在で取りまとめたものである。

目 次

第173回国会（臨時会）議案審議等概況.....	1
第173回国会（臨時会）議案審査経過	
閣法.....	3
衆法.....	4
参法.....	5
条約.....	6
承認.....	6
承諾.....	7
決算・国有財産等.....	7
決議案.....	8
両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
総務委員会.....	9
法務委員会.....	11
外務委員会.....	12
財務金融委員会.....	15
厚生労働委員会.....	16
安全保障委員会.....	19
議院運営委員会.....	20
決議案	
委員会.....	21
通過議案概要一覧.....	25
【参考】 閉会中審査議案概要一覧.....	29

第173回国会（臨時会）議案審議等概況

1 会 期

平成21年10月26日から12月4日までの40日間

2 議案件数

閣 法	12件（成立 10件、継続 2件）
衆 法	13件（成立 4件、継続 7件、未了 1件、 撤回 1件）
参 法	4件（成立 1件、参議院未了 3件）
条 約	3件（承認 3件）
承認を求めるの件	2件（継続 2件）
承諾を求めるの件	3件（継続 3件）
決 算 等	4件（継続 3件、未了 1件）
決 議 案	
本 会 議	2件（否決 2件）
委 員 会	2件（厚生労働委員会）

第173回国会（臨時会）議案審査経過

〔閣法〕

太字は成立議案

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
173	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	総務	11/20	11/26	可決		11/26	可決	11/27	可決	11/30	可決	11/30 (86)
173	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	総務	11/20	11/26	可決		11/26	可決	11/27	可決	11/30	可決	11/30 (87)
173	国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	総務	11/20	11/26	可決		11/26	可決	11/27	可決	11/30	可決	11/30 (93)
173	裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	法務	11/20	11/20	可決		11/26	可決	11/27	可決	11/30	可決	11/30 (90)
173	検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	法務	11/20	11/20	可決		11/26	可決	11/27	可決	11/30	可決	11/30 (91)
173	裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	法務	11/20	11/20	可決		11/26	可決	11/27	可決	11/30	可決	11/30 (95)
173	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案(内閣提出第7号)	厚生労働	11/17	11/20	可決		11/26	可決	11/27	可決	11/30	可決	12/4 (98)
173	独立行政法人地域医療機能推進機構法案(内閣提出第8号)	厚生労働	11/20					閉会中 審査					
173	防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	安全保障	11/20	11/26	可決		11/26	可決	11/27	可決	11/30	可決	11/30 (92)
173	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（内閣提出第10号）	総務	11/20	12/1	可決		12/1	可決	12/3	可決	12/4	可決	
173	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案(内閣提出第11号)	財務金融	11/17	11/19	可決		11/20	可決	11/27	可決	11/30	可決	12/3 (96)
173	国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（内閣提出第12号）	国土交通	11/20					閉会中 審査					

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
173	北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置 法案(石破茂君外10名提出、衆法第1号)	国土交通	11/20					閉会中 審 査					
173	肝炎対策基本法案(川崎二郎君外8名提出、 衆法第2号)	厚生労働	11/18	11/26	撤回								
173	政治資金規正法及び政党助成法の一部を改 正する法律案(大口善徳君提出、衆法第3号)	倫理選挙特	12/1					閉会中 審 査					
173	P T A・青少年教育団体共済法案(馳浩君外 5名提出、衆法第4号)	文部科学	12/1		審査 未了								
173	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及 び児童の保護等に関する法律の一部を改正 する法律案(高市早苗君外3名提出、衆法第 5号)	法 務	12/1					閉会中 審 査					
173	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する 支援等に関する法律案(馳浩君外4名提出、 衆法第6号)	厚生労働	12/1					閉会中 審 査					
173	肝炎対策基本法案(厚生労働委員長提出、衆 法第7号)	審査省略					11/26	可決	11/27	可決	11/30	可決	12/4 (97)
173	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法 律の一部を改正する法律案(議院運営委員長 提出、衆法第8号)	審査省略					11/26	可決	11/30	可決	11/30	可決	11/30 (88)
173	国会議員の秘書の給与等に関する法律等の 一部を改正する法律案(議院運営委員長提 出、衆法第9号)	審査省略					11/26	可決	11/30	可決	11/30	可決	11/30 (89)
173	国会職員の育児休業等に関する法律の一部 を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆 法第10号)	審査省略					11/26	可決	11/30	可決	11/30	可決	11/30 (94)
173	地域住民等による安全で安心して暮らせる まちづくりの推進に関する法律案(井上信治 君外3名提出、衆法第11号)	内 閣	12/1					閉会中 審 査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
173	国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案(田村憲久君外6名提出、衆法第12号)	厚生労働	12/1				閉会中 審査					
173	国民年金法等の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外5名提出、衆法第13号)	厚生労働	12/1				閉会中 審査					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
173	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(林芳正君外7名提出、参法第1号)											審議 未了
173	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(林芳正君外7名提出、参法第2号)											審議 未了
173	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(佐藤正久君外4名提出、参法第3号)											審議 未了
173	原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案(厚生労働委員長提出、参法第4号)	厚生労働	11/30	12/1	可決		12/1	可決			11/30	可決

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
173	万国郵便連合憲章の第8追加議定書、万国郵便連合一般規則の第1追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	11/18	11/20	承認		11/26	承認	11/27	承認	11/30	承認
173	郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	11/18	11/20	承認		11/26	承認	11/27	承認	11/30	承認
173	南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	11/18	11/20	承認		11/26	承認	11/27	承認	11/30	承認

〔承 認〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
173	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	経済産業	11/20					閉会中 審 査				
173	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	経済産業	11/20					閉会中 審 査				

〔 承 諾 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日
173	平成20年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	12/1				閉会 中 審 査				
173	平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	12/1				閉会 中 審 査				
173	平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）	決算行政監視	12/1				閉会 中 審 査				

〔 決算・国有財産等 〕

< 決 算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
173	平成20年度一般会計歳入歳出決算 平成20年度特別会計歳入歳出決算 平成20年度国税収納金整理資金受払計算書 平成20年度政府関係機関決算書	決算行政監視	12/1				閉会 中 審 査	

< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
173	平成20年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	12/1				閉会 中 審 査	
173	平成20年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	12/1				閉会 中 審 査	

< N H K 決算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
171	日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	総 務	10/26		審査未了			

[決議案]

< 本会議決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
173	財務金融委員長玄葉光一郎君解任決議案(竹本直一君外2名提出、決議第1号)	審査省略				11/19	否決
173	議院運営委員長松本剛明君解任決議案(逢沢一郎君外1名提出、決議第2号)	審査省略				11/20	否決

< 委員会決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議決日
173	新型インフルエンザ対策の推進に関する件	厚生労働	11/26
173	肝炎対策の推進に関する件	厚生労働	11/26

両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【総務委員会】

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、平成21年8月11日付けの一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 医療職俸給表(一)を除くすべての俸給表について、初任給を中心とした若年層を除き、俸給月額を引き下げる改定を行うこと。
- 二 期末手当及び勤勉手当の支給割合について、指定職職員以外の職員は計0.35月分、指定職職員は計0.25月分を引き下げること。
- 三 自宅に係る住居手当を廃止すること。
- 四 月に60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、本来の支給割合との差額分の支給に代わる超勤代休時間制度を新設すること。
- 五 地方公務員についても超過勤務手当の支給に代わる代替休暇の取得を可能とすること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、内閣総理大臣等の特別職の職員について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は206万5,000円、国务大臣等は150万7,000円、内閣法制局長官等は144万4,000円とする等の改定を行うこと。
- 二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、計0.25月分を引き下げること。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、平成21年8月11日付けの人事院からの意見の申出を踏まえ、育児休業等の取得要件の拡充を行うため、国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）について改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員についても、育児休業をできるものとする。
- 二 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をできるものとする。
- 三 配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員についても、育児短時間勤務をできるものとする。
- 四 配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員についても、育児時間の承認を請求できるものとする。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、平成22年6月30日までの間において政令で定める日から施行すること。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府においてその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする。
- 二 日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、一の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする。
- 三 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法の規定にかかわらず、一の別に法律で定める日までの間、旧郵便貯金周知宣伝施設（メルパルク）及び旧簡易保険加入者福祉施設（かんぼの宿）の譲渡又は廃止をしてはならないものとする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

【法務委員会】

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、一般の政府職員について、平成21年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き下げることに伴い、裁判官の報酬月額についても、おおむねこれに準じて引き下げる等の措置を講ずるものである。

なお、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとしている。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、一般の政府職員について、平成21年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き下げることに伴い、検察官の俸給月額についても、おおむねこれに準じて引き下げる等の措置を講ずるものである。

なお、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとしている。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、裁判官の育児休業について、配偶者が育児休業をしている場合にも育児休業をすることができるようにする等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 配偶者が育児休業をしている裁判官等について、育児休業をすることができるものとする。
- 二 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした裁判官について、再度の育児休業をすることができるものとする。
- 三 この法律は、平成22年6月30日までの間において政令で定める日から施行するものとする。

【外務委員会】

万国郵便連合憲章の第8追加議定書、万国郵便連合一般規則の第1追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の追加議定書及び条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

これらの追加議定書及び条約は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）及び万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）を改正し、現行の条約を更新するものであり、その主な変更内容は次のとおりである。

一 憲章の追加議定書

- 1 連合の文書において使用される用語の定義を追加すること。
- 2 「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換えること。

二 一般規則の追加議定書

- 1 連合の最高機関である大会議の職務を追加すること。
- 2 「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換えること。
- 3 翻訳費用の滞納について、分担金の滞納に関する規定を一部準用すること。
- 4 一時的な分担等級の引上げを可能とする規定を追加すること。

三 条約

- 1 「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換えること。
- 2 引き受けられない郵便物及び禁制の物品として、偽造又は海賊版の物品を追加すること。
- 3 例外的に通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる危険物を、放射性物質及び生物学上の材料から、放射性物質及び伝染性物質に変更すること。
- 4 到着料に関する規定の適用のため、すべての国及び地域は、2010年より前に目標制度に参加した国及び地域、2010年及び2012年の時点において目標制度に参加する国及び地域並びに移行制度に参加している国及び地域のいずれかに分類されること。
- 5 到着料の適用料率の引上げを行うこと。
- 6 業務の質を改善するための基金への拠出を増やすため、開発途上国に対する到着料率に一定の比率分が増額されること。

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の約定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この約定は、郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えるため、現行の約定を更新するもので、その主な変更点は次のとおりである。

- 一 この約定が対象とする郵便送金業務の範囲及びこの約定に用いる用語を定義すること。
- 二 加盟国は、自国の指定された事業者による不履行が生じた場合には、当該事業者が万国郵便連合（以下「連合」という。）の文書に従い他の指定された事業者に対して負う責任に影響を及ぼすことなく、郵便送金業務の継続の確保を図るため、必要な措置をとること。
- 三 指定された事業者は、この約定に従い郵便送金業務を提供し、また、他の事業者及び利用者に対し、郵便送金業務の実施について、責任を負うこと。
- 四 資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処のため、指定された事業者は、自国の権限のある当局に疑わしい取引の報告を行うこと。
- 五 郵便送金業務を実施する指定された事業者間のデータ交換は特定の技術に依存することなく行われ、及び指定された事業者は連合の電子データ交換システム又はこの約定に従って相互運用性があるシステムを使用すること。

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、南東大西洋における漁業資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、漁業資源の保存及び管理のための機関を設立すること等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約は、この条約の効果的な実施を通じて、条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とすること。
- 二 締約国は、この条約が適用される漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保するための措置を採択すること等を行うこと。
- 三 締約国は、この条約により南東大西洋漁業機関（以下「機関」という。）を設立することとし、機関は、委員会、遵守委員会、科学委員会その他の委員会の補助機関及び事務局から成ること。

- 四 委員会は、保存管理措置を作成し、及び採択すること、総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること等の任務を遂行すること。
- 五 遵守委員会の任務は、保存管理措置の実施及び遵守に関する情報、助言及び勧告を委員会に提供することとすること。
- 六 科学委員会の任務は、保存管理措置の作成のために委員会に科学的助言及び勧告を行うこと並びに科学的調査に関する協力を奨励し、及び促進することとすること。
- 七 各締約国は、自国の旗を掲げる船舶が委員会の採択する保存管理措置及び監督措置を遵守すること並びにこれらの措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとること。
- 八 各締約国は、この条約の対象となる資源の採捕物が、この条約の非締約国の旗を掲げる船舶により委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう方法で採捕されたと認める場合には、委員会が合意する措置に従い、当該船舶による陸揚げ及び転載を禁止する規則を国際法に従って採択すること。
- 九 締約国は、条約水域において、自国の旗を掲げる漁船等に関する旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、監視、検査、遵守及び取締りの制度を委員会を通じて確立すること。
- なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、監視、検査、遵守及び取締りの制度が委員会を通じて確立されるまでの間適用される暫定的措置の内容について規定している。

【財務金融委員会】

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 (内閣提出第11号) 要旨

本案は、最近の経済金融情勢及び雇用環境の下における我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 金融機関の対応

- 1 金融機関は、中小企業者又は住宅資金借入者から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努めること。
- 2 金融機関は、申込み等があった場合には、他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等との連携を図りつつ、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置等をとるよう努めること。

二 金融機関による取組等

- 1 金融機関に、貸付条件の変更等の措置を適正かつ円滑に行うことができるよう、必要な体制の整備を義務付けること。
- 2 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況及びこの法律に基づき整備した体制等を開示するよう義務付けること。
- 3 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況を行政庁に報告するよう義務付けることとし、内閣総理大臣は、これを取りまとめ公表すること。

三 政府の責務

- 1 政府は、金融機関が業務の健全かつ適切な運営を確保しつつ、中小企業者等に対する貸付条件の変更等の適切な措置等をとることができるよう、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の適切な運用等の必要な措置を講ずるよう努めること。
- 2 政府は、中小企業者に対する金融機関の信用供与の円滑化を図るため、信用保証協会が行う中小企業者に関する信用補完事業の充実に係る財政上の措置を講ずること。

四 施行期日等

- 1 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 この法律は、平成23年3月31日限り、その効力を失うこと。

【厚生労働委員会】

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案（内閣提出第7号）要旨

本案は、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種の円滑な実施を図るため、新型インフルエンザワクチンの使用による健康被害の救済に関する特別の措置を講ずるとともに、輸入ワクチンの使用による健康被害に係るワクチン製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害については、予防接種法の二類疾病の定期接種に係る給付と同様の救済措置を講ずること。
- 二 政府は、薬事法上の特例承認を受けた新型インフルエンザワクチン製造販売業者を相手方として、ワクチンの使用により生じた健康被害に係る損害賠償等で生じたワクチン製造販売業者の損失を、政府が補償することを内容とする契約を締結することができるようにすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。一については、施行日前に新型インフルエンザ予防接種を受けた者にも適用すること。
- 四 政府は、新型インフルエンザ予防接種の実施状況、新型インフルエンザ予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究の結果等を勘案し、将来発生が見込まれる新型インフルエンザ等感染症に係る予防接種の在り方や当該予防接種に係る健康被害の救済措置の在り方等について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

肝炎対策基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第7号）要旨

本案は、我が国には肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した者が多数存在すること、肝炎が適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあることにかんがみ、肝炎対策に係る施策の基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、肝炎対策を総合的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 肝炎が国内最大の感染症であること、現在においても早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多いこと、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスへの感染が国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が

解明されていなかったことによりもたらされたものがあること、薬害肝炎事件では感染被害の拡大を防止し得なかったことについて国が責任を認め、予防接種禍事件では最終の司法判断において国の責任が確定していること等を踏まえて制定した旨の前文を設けること。

二 肝炎に関する研究を推進し、その成果を普及・活用・発展させること、居住地域にかかわらず肝炎の検査及び適切な医療を受けることができるようにすること、施策の実施に当たって肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮することを肝炎対策の基本理念として定めること。

三 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにするとともに、政府は、肝炎対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないものとする。

四 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎の予防及び医療の推進の基本的な方向等について定める肝炎対策基本指針を策定するものとし、当該指針を策定しようとするときは、肝炎患者等を代表する者、肝炎医療に従事する者及び学識経験のある者から構成される肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとする。

五 国及び地方公共団体は、肝炎患者が適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。

六 肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。

七 この法律は、平成22年1月1日から施行すること。

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案（参議院提出、参法第4号）要旨

本案は、原爆症認定集団訴訟に関し、これを契機に原爆症の認定に関する見直しが行われたことを踏まえ、訴訟の長期化、被爆者である原告の高齢化等の事情にかんがみ、平成21年8月6日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律において「原爆症認定集団訴訟」とは、原爆症の認定の申請に係る却下の処分の取消しの訴えであって、平成15年4月17日から認定に関する

新たな審査の方針が初めて定められた日の前日までの間に提起されたもの（同日までに取り下げられたものを除く。）をいうこと。

二 政府は、予算の範囲内において、一般社団法人又は一般財団法人であって、原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための支援を行う事業（以下「支援事業」という。）を行うもの（以下「支援事業実施法人」という。）に対し、支援事業に要する費用の一部を補助することができること。

三 補助金の交付を受ける支援事業実施法人は、支援事業に関する基金を設けるものとし、補助を受けた金額をもって当該基金に充てるものとする。この場合において、当該支援事業実施法人は、支援事業に要する費用に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額を基金に加えることができること。

四 政府は、原爆症の認定等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 この法律は、平成22年4月1日から施行すること。

【安全保障委員会】

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。
- 二 常勤の防衛大臣補佐官並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の165に引き下げること。
- 三 常勤の防衛大臣補佐官並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給される6月期の期末手当の支給割合を100分の145に引き下げること。
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 五 生徒に支給される6月期の期末手当の支給割合を100分の145に、12月期の期末手当の支給割合を100分の165に、それぞれ引き下げること。
- 六 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、五に係る改正規定は公布の日から、三に係る改正規定は平成22年4月1日から施行すること。

【議院運営委員会】

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第8号）要旨

本案は、人事院勧告に伴う内閣総理大臣等の特別職の職員の給与改定に準じて各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を内閣総理大臣、国务大臣及び大臣政務官に準じて改定すること。
- 二 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。
- 三 平成21年12月に受ける期末手当について特例を設けること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて国会議員の秘書の給料の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会議員の秘書の全給料月額を特別職の秘書官に準じて改定すること。
- 二 勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 三 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第110号）附則第3項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定すること。
- 四 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。
- 五 平成21年12月に受ける期末手当について特例を設けること。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第10号）要旨

本案の主な改正点は、次のとおりである。

- 一 配偶者が育児休業をしている国会職員について、育児休業等を行うことができること。
- 二 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした国会職員について、再度の育児休業を行うことができること。
- 三 この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

決議案

【委員会】

(厚生労働委員会)

新型インフルエンザ対策の推進に関する件

政府は、新型インフルエンザ対策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 将来発生が見込まれる新型インフルエンザに係る予防接種についての被接種者の費用負担の在り方については、今後、季節性インフルエンザの予防接種の費用負担の状況、他の予防接種の費用負担の在り方、諸外国における予防接種に係る制度等を踏まえ、検討を行うこと。
- 二 新型インフルエンザ予防接種事業の優先接種対象者等となっていない一般健康成人への接種をできるだけ早期に開始できるようにすること。その際、歯科医師、薬剤師等の医療従事者及び介護従事者並びに小児と触れ合う機会の多い養護教諭、保育士及び幼稚園教諭についてできる限り優先して接種できるようにすること。
- 三 新型インフルエンザの流行状況等を勘案して各都道府県が優先接種対象者の接種開始時期を前倒しすること等の弾力的な運用を認めること。
- 四 今回の新型インフルエンザ予防接種による健康被害に対する給付の額については、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法附則第6条の規定を踏まえ、次期通常国会への法案提出も視野に入れ、予防接種法の見直しの議論を進める中で併せて検討を行うこと。
- 五 新型インフルエンザ予防接種事業に使用するワクチンの供給が適正かつ円滑に行われるよう努めること。また、その結果について検証し、国会に報告するとともに広く国民に公表すること。
- 六 新型インフルエンザ予防接種により業務に起因して健康被害が生じた医療従事者については、労働者災害補償保険法の休業補償の対象となることを明確にすること。
- 七 特例承認を行う新型インフルエンザワクチンの安全性及び有効性に係る情報については、国民に対し積極的に開示すること。
- 八 新型インフルエンザワクチンを特例承認する場合においても、国内外の十分な情報を集め分析するとともに、国内で治験を行う等安全性及び有効性の確保に万全を期すること。また、著しく有害な作用を有するなど、安全性の確保に疑義がある場合は、特例承認を行わないこと。

- 九 ワクチンによる健康被害に係る賠償により生じた製造業者の損失に対する緊急時の政府補償の在り方については、我が国におけるワクチン開発の振興を図る観点から検討を行うこと。
- 十 新型インフルエンザ予防接種に当たっては、接種する新型インフルエンザワクチンに係る国産又は輸入の別、輸入ワクチンの場合は鶏卵培養又は細胞培養の別を被接種者に開示し適切な説明を行うこと。また、当該情報について被接種者に十分説明した上で、本人の意思確認の上で新型インフルエンザワクチンを接種すること。
- 十一 新型インフルエンザ予防接種による副反応の発生状況等について迅速な把握に努めるとともに、速やかに国民に開示すること。
- 十二 新型インフルエンザ予防接種に当たっては、副反応の発生する可能性等について適切な説明を必ず行うこと。
- 十三 鳥インフルエンザに由来する新型インフルエンザ（H5N1）や今般の新型インフルエンザウイルス株の変異に対応する新型インフルエンザワクチン開発と医療提供の体制を確立すること。
- 十四 新型インフルエンザワクチンについては、国内生産により全国民分を供給できるよう、その製造能力を飛躍的に向上させるため、平成20年4月23日の当委員会における附帯決議を踏まえ、細胞培養法の開発等に係る予算を確保し、国が主導して研究開発を積極的に進めること。
- 十五 途上国における新型インフルエンザワクチンの供給改善のための支援を行うこと。
- 右決議する。

肝炎対策の推進に関する件

政府は、肝炎対策基本法の施行及び今後の肝炎対策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 感染症法前文の趣旨にかんがみ、国内最大の感染症である肝炎についての個別の対策法たる本法施行に当たっては、肝炎患者等であることを理由に差別されないよう、人権尊重に最大限の配慮を行うこと。
- 二 肝炎患者が適切な治療を行えるよう、インターフェロン治療の医療費助成を適切に講ずるとともに、B型肝炎の治療に有効な他の抗ウイルス療法等に対する医療費助成についても早期実現を図ること。
- 三 肝炎患者が治療と社会生活を両立できるよう、地域における診療体制の整

備や勤務時間等について企業等に柔軟な対応を求めるなど、患者が安心して治療を続けることができる環境の整備に努めること。

四 肝炎治療のための休職・休業を余儀なくされた肝炎患者に対する支援のあり方について早急に検討を行うこと。

五 専門的な肝炎医療の提供を行う地域の拠点病院の整備を図るとともに、専門知識及び技能を有する医療スタッフ育成のために必要な措置を検討すること。

六 肝炎医療を行う上で必要性が高い医薬品等について、治験を迅速かつ確実に行うための体制を整備するとともに、併せてその他の未承認医薬品等の開発支援及び審査の迅速化を図るため、必要な措置を講ずること。

七 肝炎以外の慢性疾患についても、革新的な予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の研究の推進に努めるとともに、治療に係る医療費の自己負担が過重なものとならないよう必要な財政支援のあり方について検討すること。

八 肝炎対策推進協議会の運営及び委員の人選に当たっては、これまでの当委員会等の議論を踏まえ、肝炎患者等をはじめとした関係各位の幅広い理解を得られるよう公正中立を旨とすること。また、適時適切に当委員会に報告すること。

右決議する。

通過議案概要一覧

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	本年8月の人事院勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、期末・勤勉手当及び非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の引下げ改定、自宅に係る住居手当の廃止を行うとともに、超過勤務手当の支給割合の改定及び超勤代休時間の新設を行う等の改正を行うもの。	10/27	11/30
	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の給与の額の引下げ改定を行うもの。	10/27	11/30
	国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	本年8月の人事院の意見の申出を踏まえ、一般職の国家公務員について、育児休業等の取得要件の拡充等の改正を行うもの。	10/27	11/30
	日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（内閣提出第10号）	郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府においてその見直しを検討していることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等を定めようとするもの。	10/30	12/ 4
法務	裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定等を行うもの。	10/27	11/30
	検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）			
	裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	裁判官の育児休業について、配偶者が育児休業をしている場合にも育児休業をすることができるようにする等の措置を講ずるもの。	10/27	11/30

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外 務	万国郵便連合憲章の第8追加議定書、万国郵便連合一般規則の第1追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	万国郵便連合の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、万国郵便連合憲章及び万国郵便連合一般規則を改正し、現行の万国郵便条約を更新するもの。	10/27	11/30
	郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するもの。	10/27	11/30
	南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	南東大西洋における漁業資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、漁業資源の保存及び管理のための機関を設立すること等について定めるもの。	10/27	11/30
財務金融	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案（内閣提出第11号）	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めるもの。	10/30	11/30
厚生労働	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案（内閣提出第7号）	厚生労働大臣が実施する新型インフルエンザワクチン接種による健康被害救済措置を講ずるとともに、輸入ワクチン接種による健康被害に対する海外ワクチンメーカー等に生ずる損失について政府がこれを補償する契約締結を行うことができることとするもの。	10/27	11/30

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	肝炎対策基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第7号）	肝炎対策を総合的に推進するため、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、肝炎対策基本指針の策定について定めるとともに、肝炎の予防の推進、肝炎患者の療養に係る経済的支援等の肝炎対策の基本となる事項を定めようとするもの。	11/26	11/30
	原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案（厚生労働委員長提出、参法第4号）	平成21年8月6日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めるもの。	11/27	12/ 1
安全保障	防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定する等所要の措置を講ずるもの。	10/27	11/30
議院運営	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第8号）	内閣総理大臣等の特別職の職員の給与改定に準じて、議長、副議長及び議員の歳費月額の改定等を行うもの。	11/26	11/30
	国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第9号）	政府職員の給与改定に準じて、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うもの。	11/26	11/30
	国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第10号）	一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、配偶者が育児休業をしている国会職員についても育児休業をすることができるようにする等の改定を行うもの。	11/26	11/30

【参考】 閉会中審査議案概要一覧

(は内閣提出、 は衆法)

委員会名	議 案 名	概 要
内 閣	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(井上信治君外3名、衆法第11号) (自民・公明)	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びに地域住民等の役割を明らかにするとともに、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの。
法 務	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外3名提出、衆法第5号) (自民・公明)	児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの。
厚生労働	独立行政法人地域医療機能推進機構法案(内閣提出第8号)	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期限後においても、引き続き社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を行い、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、独立行政法人地域医療機能推進機構を設立しようとするもの。
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案(馳浩君外4名提出、衆法第6号) (自民・公明・みんな)	障害者の虐待を防止するため、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めるもの。
	国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案(田村憲久君外6名提出、衆法第12号) (自民・公明)	施設で就労する障害者の自立を促進するため、国及び独立行政法人等において、予算の適正な使用に留意しつつ、就労施設から物品等を調達するよう努めるものとするもの。
	国民年金法等の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外5名提出、衆法第13号) (自民・公明)	障害年金の受給権者について、受給後の結婚や子の出生等による生活状況に対応するため、障害基礎年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大するもの。

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	<p>外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めの件（内閣提出、承認第1号）</p>	<p>外国為替及び外国貿易法に基づいて平成18年10月14日から実施されている北朝鮮からの輸入を全面禁止するなどの措置について、延長期間を1年間として、平成21年4月14日以降も当該措置を講じたことについて、国会の承認を求めもの。</p>
	<p>外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めの件（内閣提出、承認第2号）</p>	<p>平成21年5月25日の北朝鮮による2度目の核実験を実施した旨の発表を受け、北朝鮮に対し更なる厳格な措置をとることが必要と判断し、外国為替及び外国貿易法に基づいて6月18日から実施されている北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出を全面禁止するなどの措置を講じたことについて、国会の承認を求めもの。</p>
国土交通	<p>国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（内閣提出第12号）</p>	<p>北朝鮮による核実験の実施等の一連の行為をめぐり、国連安保理決議が、大量破壊兵器関連物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入禁止措置を決定し、貨物検査の実施等を要請していることを踏まえ、我が国が実施する北朝鮮特定貨物の検査等の措置を定めようとするもの。</p>
	<p>北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案（石破茂君外10名提出、衆法第1号） （自民・みんな・国益）</p>	<p>北朝鮮による核実験の実施等の一連の行為をめぐり、国連安保理決議が、大量破壊兵器関連物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入禁止措置を決定し、貨物検査の実施等を要請していることを踏まえ、我が国が実施する北朝鮮特定貨物の検査、自衛隊による所要の措置等について定めようとするもの。</p>
倫理選挙特	<p>政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、衆法第3号） （公明）</p>	<p>政治資金収支報告書の虚偽記載等があった場合において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の「選任」又は「監督」のいずれか一方について相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処することとするもの。</p>
決算行政 監 視	<p>平成20年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（承諾を求めの件）</p>	<p>平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった額について、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定により補てんするため、同資金から一般会計歳入に組み入れられた額、7,181億7千万円余。</p>

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から平成21年3月17日までの間において決定された使用額は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費、年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費等11件、計297億円余。
	平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）	特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成20年6月27日から平成20年11月21日までの間において決定された経費増額は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額、同特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額等2特別会計15件、計427億9千万円余。
	平成20年度一般会計歳入歳出決算 平成20年度特別会計歳入歳出決算 平成20年度国税収納金整理資金受払計算書 平成20年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入89兆2,082億2千万円余、歳出84兆6,973億9千万円余であり、差引き剰余は4兆5,108億3千万円余。 特別会計の決算額は、21の特別会計があって歳入合計387兆7,395億2千万円余、歳出合計359兆1,982億2千万円余。 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額56兆1,857億8千万円余、一般会計の歳入への組入額等は55兆5,283億9千万円余であり、資金残額は6,573億8千万円余。 政府関係機関の決算額は、9つの機関があって収入合計1兆8,248億4千万円余、支出合計1兆7,847億3千万円余。
	平成20年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成20年度末現在額は、平成19年度末現在額より2兆7,986億3千万円余減少し、102兆3,690億3千万円余。
	平成20年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が自治体等は無償で貸付けている国有財産の平成20年度末現在額は、平成19年度末現在額より27億5千万円余増加し、1兆886億8千万円余。